

議題1-① 令和6年度地域包括せ員センター業務委託について

令和6年度 包括的支援事業業務委託料一覧(案)

(千円)

地域(高齢者人口)	R6年度上限額			R6年度委託料(案)	
	配置人数	基本委託料	委託料の内訳※	委託料の内訳	
宇久地域 (3,000人未満)	1	6,295	人件費	4,722	4,722
			事務費	1,141	1,141
			初年度加算	432	421
			計	6,295	6,284
中部地域 (3,000人以上6,000人未満)	4	24,056	人件費	18,888	18,888
			事務費	4,564	4,564
			初年度加算	604	604
			計	24,056	24,056
吉井地域 (6,000人以上 8,000人未満)	4	24,056	人件費	18,888	18,888
			事務費	4,564	4,564
			初年度加算	604	604
			計	24,056	24,056
日宇地域 (8,000人以上 10,000人未満)	5	30,065	人件費	23,610	23,610
			事務費	5,705	5,705
			初年度加算	750	750
			計	30,065	30,065
清水地域 (8,000人以上 10,000人未満)	5	30,065	人件費	23,610	22,209
			事務費	5,705	5,667
			初年度加算	750	750
			計	30,065	28,626
大野地域 (8,000人以上 10,000人未満)	6	35,971	人件費	28,332	28,332
			事務費	6,846	6,846
			初年度加算	793	793
			計	35,971	35,971
山澄地域 (10,000人以上12,000人未満)	7	41,901	人件費	33,054	33,054
			事務費	7,987	7,987
			初年度加算	860	860
			計	41,901	41,901
早岐地域 (14,000人以上16,000人未満)	8名	53,627	人件費	42,498	41,526
			事務費	10,269	10,176
			初年度加算	860	860
			計	53,627	52,562
相浦地域 (12,000人以上14,000人未満)	8名 ※別途高島に 職員を1名配置	49,264	人件費	37,776	35,998
			事務費	9,128	9,089
			高島(ランチ)	1,500	1,449
			初年度加算	860	860
			計	49,264	47,396

R6佐世保市地域包括支援センター配置可能人員及び上限額一覧 (人口等の数値はR5.10.1現在)

令和6年度配置可能人員
(包括的支援事業)

地域包括支援センター名	日常生活圏域名	人口	高齢者数	うち、75歳以上高齢者数	要介護	要支援	構成町	3職種	追加配置	高島配置看護師等	合計
早岐地域包括支援センター	宮・広田	47,762	14,297	7,480	1,763	685	南風崎町、城間町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町、瀬道町、浦川内町、崎岡町、中原町、広田1～4丁目、重尾町、広田町	3	6	/	9
	三川内						桑木場町、新替町、三川内本町、木原町、下の原町、塩浸町、口の尾町、横手町、心野町、三川内町、三川内新町、新行江町、吉福町、江永町				
	早岐						上原町、勝海町、早苗町、陣の内町、田の浦町、早岐1～3丁目、平松町、若竹台町、権常寺1丁目、花高1～4丁目、権常寺町、				
	針尾・江上						針尾東町、針尾中町、針尾西町、針尾北町、江上町、指方町、有福町、ハステンブス町				
日宇地域包括支援センター	日宇	26,517	7,906	4,338	1,051	459	大岳台町、卸本町、大塔町、もみじが丘町、黒髪町、日宇町、白岳町、大和町(西大和地区を除く)、沖新町、ひうみ町	3	2	/	5
山澄地域包括支援センター	天神・福石・木風	30,236	10,877	6,048	1,449	706	天神町、十郎新町、崎辺町、大黒町、天神1～5丁目、東浜町、大宮町、東山町、前畑町、干尽町、稲荷町、木風町、藤原町、大和町の一部(西大和地区)	3	4	/	7
	潮見・白南風						潮見町、福石町、若葉町、須田尾町、白南風町、三浦町、峰坂町、山祇町				
中部地域包括支援センター	小佐世保	17,727	5,722	3,050	831	402	小佐世保町、白木町、須佐町、高梨町	3	1	/	4
	戸尾・光園・山手						上京町、戸尾町、京坪町、塩浜町、下京町、松川町、山県町、新港町、万津町、勝富町、祇園町、光月町、高天町、栄町、島瀬町、島地町、常盤町、松浦町、湊町、宮崎町、宮地町、本島町、鳥帽子町、折橋町、熊野町、田代町、名切町、花園町、松山町、山手町				
清水地域包括支援センター	金比良・赤崎・九十九	23,460	8,322	4,600	1,044	482	今福町、鵜渡越町、神島町、金比良町、平瀬町、御船町、矢岳町、赤崎町、小島町、鹿子前町、船越町、下船越町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町、立神町	3	2	/	5
	清水・大久保						梅田町、城山町、俵町、八幡町、宮田町、石坂町、清水町、中通町、福田町、保立町、万徳町、相生町、泉町、上町、木場田町、園田町、高砂町、谷郷町、天満町、長尾町、浜田町、西大久保町、東大久保町、比良町、元町				
大野地域包括支援センター	春日	27,138	9,660	5,269	1,331	597	春日町、横尾町、赤木町、桜木町	3	3	/	6
	大野						大野町、知見寺町、原分町、松瀬町、松原町、矢峰町、田原町、楠木町(下楠木地区を除く)、瀬戸越1～4丁目、瀬戸越町				
	柚木						柚木町、上柚木町、潜木町、小舟町、里美町、筒井町、下宇戸町、戸ヶ倉町、柚木元町、川谷町、高花町				
相浦地域包括支援センター	日野	45,687	13,244	6,728	1,672	736	椎木町、星和台町、日野町、大瀧町、長坂町	3	5	1	9
	中里・皆瀬						中里町、上本山町、下本山町、岳野町、吉岡町、八の久保町、皆瀬町、野中町、十文野町、白仁田町、牧の地町、踊石町、小川内町、菰田町、楠木町の一部(下楠木地区)				
	相浦・黒島・高島						相浦町、上相浦町、棚方町、光町、愛宕町、小野町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町、川下町、木宮町、黒島町、高島町				
	浅子・小佐々						浅子町、小佐々町				
吉井地域包括支援センター	吉井	16,883	6,848	3,714	1,032	402	吉井町	3	1	/	4
	世知原						世知原町				
	江迎						江迎町				
	鹿町						鹿町町				
宇久地域包括支援センター	宇久	1,819	1,089	557	108	51	宇久町	1	0	/	1
計		237,229	77,965	41,784	10,281	4,520		25	24	1	50

※相浦は高島配置看護師を含む

令和6年度 地域包括支援センター 受託法人一覧（予定）

センター名	センター設置場所	受託法人名
早岐地域包括支援センター	権常寺1丁目4番10号 メインスビル3階	社会福祉法人 朋友会
日宇地域包括支援センター	日宇町2606番地	社会医療法人財団 白十字会
山澄地域包括支援センター	潮見町11番22号	医療法人 光省会
中部地域包括支援センター	上京町4-4 永田ビル4階	社会福祉法人 幼老育成会
清水地域包括支援センター	相生町1-3	社会福祉法人 佐世保白寿会
大野地域包括支援センター	瀬戸越4丁目1298-4	株式会社 あいず
相浦地域包括支援センター	木宮町3-19	医療法人 愛健会
吉井地域包括支援センター	江迎町田ノ元15-5	社会福祉法人 あしたば会
宇久地域包括支援センター	宇久町平1904-1	社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会

佐世保市包括的支援事業等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括的支援センター（以下「センター」という。）が行う包括的支援事業等の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(センターの設置)

第2条 市内に設置するセンターの名称並びに当該センターが次条に規定する事業を実施する日常生活圏域名及び構成町は、別表に定めるとおりとする。

2 市は、地域住民の利便性向上のため、必要がある時は、地域住民をセンターにつなぐための窓口（ブランチ）として、高齢者相談センター等を設置することができる。

(センターが行う事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 介護予防支援事業（法115条の22に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。）
- (3) 包括的支援事業（法第115条の45第2項第1号から第3号までに規定する事業をいう。以下同じ。）
- (4) 介護予防事業の一部（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の64の規定による事業のうち、特定の被保険者（法第9条第1号に規定する被保険者に限る。）に対し行われる事業の対象となる者の把握を行う事業及び介護予防に関する普及啓発を行う事業をいう。）

(センターの開設日及び開設時間)

第4条 センターの開設日 及び開設時間は、次の表に定めるとおりとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

<u>センター名</u>	<u>開設日</u>	<u>開設時間</u>
<u>宇久地域包括支援センター</u> <u>(以下「宇久包括」という。)</u>	<u>月曜日から金曜日</u>	<u>午前8時30分から</u> <u>午後5時15分まで</u>

<u>宇久包括以外のセンター</u>	<u>月曜日から土曜日</u>	<u>午前 9 時から午後 6 時まで</u>
--------------------	-----------------	-------------------------

(包括的支援事業の実施における職員の配置等)

第 5 条 包括的支援事業を実施するに当たっては、その管理者を置くとともに、次の表に掲げる常勤職員を各 1 人以上配置しなければならない。ただし、宇久包括については、次の 3 職種のうち、1 人又は 2 人 配置することとする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこととする。

常勤職員
保健師又は保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者。
主任介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成 14 年 4 月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知) に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

- 2 センターは、前項に掲げる職員を配置するほか、担当圏域の高齢者数が 6000 人以上のセンターについては、2,000 人ごとに 1 人の追加配置をすることとする。なお、追加配置する職員の職種は、前項に掲げる職員と同様とする。
- 3 前 2 項の規定により、センターに配置した職員 1 人当たりの担当圏域内の高齢者数が 1,750 人を超える場合には、地域の実情を勘案し、職員を追加配置できるものとする。なお、追加配置する職員の職種は、前項に掲げる職員と同様とする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、センターに各職種ごとに専門職員を複数配置する場合には、一部の専門職員は非常勤職員でも可能とする。また、常

勤職員を配置することが著しく困難な場合にあつては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的に、センター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数確保することができるものとする。

5 前4項に掲げる職員（管理者を除く。）については、第3条第1号及び第2号の業務を兼務することはできないものとする。

（包括的支援事業等実施上の留意点）

第6条 センターの設置者は、第3条各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業等」という。）に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

2 センターの職務に従事する者（以下「職員」という。）は、次の各号に掲げる事項を留意するものとする。

(1) 包括的支援事業等の実施に際しては、適切に記録を作成し、その管理を行うこと。

(2) 包括的支援事業等の果たすべき役割の重要性を認識し、適切な運営を確保するための知識の取得及び技術の向上に努め、これらのために必要と定められた研修や会議については、積極的な受講・参加に努めること。

（秘密の保持）

第7条 職員は、包括的支援事業等の実施にあたり個人情報を取り扱う際には、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るとともに、その取扱いには十分注意すること。

2 センターの設置者及び職員又はこれらの職にあった者は、利用者及び利用者の家族のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 センターの設置者は、職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

（センターの設置の届出等）

第8条 法第115条の46第3項の規定による届出は、様式第1号から様式第4号までにより行うものとする。

2 前項の届出を行った法人は、前項の規定により届け出た内容に変更が生じたときは、速やかに地域包括支援センター変更届出書（様式第5号）を市長

に届け出なければならない。

- 3 第1項の届出を行った法人が、センターを廃止するときは、地域包括支援センター廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。
（報告等）

第9条 市長は、包括的支援事業等の適切かつ積極的な運営を確保するため、センターから次に掲げる事項に関する報告を求めるものとする。

- (1) 毎月の事業実施状況
- (2) 毎事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 毎事業年度終了後の事業報告書及び収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める報告書等

- 2 市長は、前項各号に掲げる報告に疑義があるときその他包括的支援事業等の適正な運営を確保するために必要と認められるときは、その実施状況等に関する調査を行うことができる。

（事業の委託の取消し）

第10条 市長は、包括的支援事業等の機能を十分果たすことができないと認められるセンターについては、佐世保市地域包括支援センター運営協議会の議を経て、法第115条の47第1項の規定による包括的支援事業等の委託を取り消すことができるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、包括的支援事業等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

佐世保市包括的支援事業等実施要綱（新旧対照表）

旧	新									
<p>(センターの開設日及び開設時間)</p> <p>第4条 センターの開設日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。</p> <p>(追記)</p>	<p>(センターの開設日及び開設時間)</p> <p>第4条 センターの開設日 <u>及び開設時間</u>は、<u>次の表に定めるとおりとする。</u>ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>センター名</u></th> <th style="text-align: center;"><u>開設日</u></th> <th style="text-align: center;"><u>開設時間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>宇久地域包括支援センター（以下「宇久包括」という。）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>月曜日から金曜日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>午前8時30分から 午後5時15分まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>宇久包括以外のセンター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>月曜日から土曜日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>午前9時から午後6時まで</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	<u>センター名</u>	<u>開設日</u>	<u>開設時間</u>	<u>宇久地域包括支援センター（以下「宇久包括」という。）</u>	<u>月曜日から金曜日</u>	<u>午前8時30分から 午後5時15分まで</u>	<u>宇久包括以外のセンター</u>	<u>月曜日から土曜日</u>	<u>午前9時から午後6時まで</u>
<u>センター名</u>	<u>開設日</u>	<u>開設時間</u>								
<u>宇久地域包括支援センター（以下「宇久包括」という。）</u>	<u>月曜日から金曜日</u>	<u>午前8時30分から 午後5時15分まで</u>								
<u>宇久包括以外のセンター</u>	<u>月曜日から土曜日</u>	<u>午前9時から午後6時まで</u>								
<p><u>2 センターの開設時間は、午前9時から午後6時までとする。</u></p> <p>(包括的支援事業の実施における職員の配置等)</p> <p>第5条 包括的支援事業を実施するに当たっては、その管理者を置くとともに、次の表に掲げる常勤職員を各1人以上配置しなければならない。ただし、<u>宇久地域包括支援センター</u>については、次の3職種のうち、<u>2職種を各1人</u>配置することとする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこととする。</p> <p>表、第2項及び第3項（省略）</p> <p>(追記)</p>	<p>(包括的支援事業の実施における職員の配置等)</p> <p>第5条 包括的支援事業を実施するに当たっては、その管理者を置くとともに、次の表に掲げる常勤職員を各1人以上配置しなければならない。ただし、<u>宇久包括</u>については、次の3職種のうち、<u>1人又は2人</u>配置することとする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこととする。</p> <p>表、第2項及び第3項（省略）</p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定により、センターに各職種ごとに専門職員を複数配置する場合には、一部の専門職員は非常勤でも可能とする。また、常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあつては、適切な業務遂行を確保で</u></p>									

旧	新
<p><u>4 前3項に掲げる職員（管理者を除く。）については、第3条第1号及び第2号の業務を兼務することはできないものとする。</u></p>	<p><u>きるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的に、センター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数確保することができるものとする。</u></p> <p><u>5 前4項に掲げる職員（管理者を除く。）については、第3条第1号及び第2号の業務を兼務することはできないものとする。</u></p>

令和6年度佐世保市地域包括支援センター運営方針（案）

佐世保市保健福祉部長寿社会課

基本的な運営方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

- ・自助努力を基本に、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するための支援体制整備
- ・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築
- ・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり
- ・高齢者の社会参加や生きがいづくりによる介護予防の推進

(2) 地域のニーズに応じた業務の方針

- ・地域のニーズに即した事業の展開
- ・地域が抱える課題の解決

(3) 地域ネットワークの構築方針

- ・関係機関と連携し把握した地域課題を解決するための、仕組みづくりとネットワークの構築
- ・高齢者虐待及び消費被害について、正しい知識と理解を持ち、発生した場合の適切な支援と未然に防ぐ地域づくり
- ・認知症に関する正しい知識と理解を持ち、見守りや支援ができる地域づくり
- ・生活支援コーディネーターとの連携や協議体への参画

(4) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の実施方針

- ・高齢者の自立支援・重度化防止等を図るための適切なアセスメントの実施
- ・セルフマネジメント定着のため、指定介護予防サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施方針

- ・圏域及び委託先の地域の介護支援専門員が、相談できる体制の確保
- ・定期的な情報交換会や勉強会の開催などによる介護支援専門員の資質向上
- ・地域の住民、介護サービス事業者、医療機関等、地域全体を対象とする適切なケアマネジメントの推進
- ・地域の職能団体や医療機関等との、適切なケアマネジメントを目的とした医療と介護の連携による体制づくり

(6) 地域ケア会議の運営方針

- ・個別ケースの課題解決や分析を行うことによる地域課題の把握
- ・介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上
- ・高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

(7) 市等との連携方針

- ・市等の公的機関や関係機関と日常的に連携を図るとともに、相互に協力できる関係づくり

(8) 公正・中立性確保のための方針

- ・「公益的な機関」として、関係性を特定の事業者等に不当に偏ることなく、公正で中立性の高い事業運営の実施

(9) 認知症施策への協力量針

- ・認知症の人やその家族を地域で支えるため、関係機関との連携や地域の協力を得ながら継続的な支援の実施
- ・認知症の早期診断や早期対応に向けて、医療機関や認知症地域支援推進員との連携、協力体制の整備

(10) 地域共生社会の実現に向けての方針

- ・重層的支援体制整備事業の推進
- ・子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野の関係機関との連携、協力体制の整備

令和6年度 佐世保市早岐地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市早岐地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
宮・広田地区	宮地区は長年住んでいる方が多く高齢化率が高い中、地域住民のつながりが深く、助け合いの意識も高い地域。民生委員や老人クラブの方を中心とした地域活動、住民主体の通いの場での介護予防活動などが熱心に行われている。自治協議会が主体となり、日常の困り事などについて住民アンケートを実施されるなど、支え合いの地域づくりを推進されている。個別避難計画作成のモデル地区。 広田地区はショッピングモールもあり、買物など日常生活を送る上で利便性が高い地域。新興住宅が建ち若い世代が多いことから、昔ながらの関係が若干薄い面がみられることもあり、地域活動などで交流をもち世代間で支え合うまちづくりを推進されている。
三川内地区	高齢化率が高い中、住民のつながりが深く地域行事も盛んな地域。地域の方が中心となり、高齢者の方の閉じこもり防止や介護予防を目的とした住民主体の通いの場での活動が熱心に行われている。地域をあげてコスモロードを整備されるなど環境美化にも取り組まれている。また、民生委員や自治協議会の方を中心としたご高齢者の見守り活動など地域全体での支え合いを推進されている。
針尾・江上地区	針尾地区は高齢化率が高い中、民生委員の方などを中心に、介護予防やサロン活動など身近な場所で交流できる集いの場を運営されている。また、民生委員や自治協議会の方を中心としたご高齢者の見守り活動など、支え合いの地域づくりを推進されている。 江上地区は自治協議会を中心に地域行事や食事会、身近な場所への通いの場づくりなどが熱心に行われている。地域支え合い推進会議での困り事としての意見をきっかけに、住民の方々がベンチを作成して各バス停に設置されるなど、地域全体での支え合いを推進されている。
早岐地区	人口・高齢者数ともに他地域と比較して多い地域。中心地は交通の便が良く、スーパーや病院なども多くあり社会資源が充足している一方、山沿などでは日常生活面で不便な地区もある。全体的に公民館活動や身近な場所での住民主体の介護予防の取り組みも盛んに行われている。公営住宅に長年住む高齢者夫婦や高齢者のみの世帯も多く、地域で孤立している方もみられることから民生委員の方による見守り活動が熱心に行われている。地域課題の解決に向けて生活ニーズ調査を実施されるなど、支え合いの地域づくりを推進されている。個別避難計画作成のモデル地区。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・口腔ケアなどセルフマネジメントの定着に視点を置いたケアマネジメントの実践	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人やご家族のご意向、心身状態や置かれている環境などを勘案したアセスメントを実施し、ご本人の意欲を引き出す自立支援の視点をもったケアプランを作成する。 ・地域ケア個別会議などを通して、運動機能の改善だけではなく地域活動やインフォーマルサービスなどを活用した生きがいにつながる支援を実践する。 ・専門職が短期間・集中的に関わり、実現したい目標を設定することで生活機能の改善が図られる方は「きらっと元気教室」の利用を検討するなど心身状況や生活環境に応じたケアマネジメントを実践する。 ・介護予防・重度化防止に向けて、介護保険サービスの利用や地域の介護予防活動だけでなく、口腔ケアや栄養食事など、日常生活におけるセルフマネジメントの定着を図るケアマネジメントを実践する。
	【総合相談支援事業】 ・複雑化・複合化したご相談に対する多機関協働事業を中心としたチームとしての支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護に関するご相談に対して、ご自宅訪問によるご本人の心身状態や住居環境などの状況把握を行い、適切な介護サービスやインフォーマルサービスなどの活用により地域での継続した生活を支援する。 ・認知症関連のご相談に対して、状況に応じて適切な医療や介護サービスにつなげ、行方不明の心配があるご高齢者については、佐世保市への見守り登録の制度を活用するなど、ご本人やご家族が地域の中で安心して生活が継続できるよう関係機関と連携を図り対応する。 ・障がい福祉や生活困窮など世帯全体に関わる複雑化・複合化したご相談を一体的に受け止め、必要に応じて多機関協働事業を中心とした重層的支援会議を活用しチームとして対応する。 ・自治協議会や地域行事などへの参加をはじめ、老人クラブでの講話など、積極的に地域に出向き、ご高齢者の身近な相談機関としての周知活動を行う。

包 括 的 支 援 事 業	【権利擁護事業】 ・適切な権利行使に向けた意思決定支援の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度については、認知症による判断能力低下で財産管理などに不安がある高齢者に対し、置かれている環境などを十分に勘案し、必要に応じて市長申立てを含む申立て支援を行う。また、複雑で支援困難なケースは中核機関の専門職会議において司法や医療などの方々と連携した支援を行う。制度の利用促進に向けては佐世保市の基本計画に沿って地域住民への普及啓発を行う。 ・特殊詐欺などの消費者被害については、警察署や消費生活センターなどの佐世保市消費者被害防止ネットワークと連携した対応を図るとともに講話や広報チラシの配布など地域住民への注意喚起を行う。 ・高齢者虐待については、相談受付時から虐待の可能性の視点を持ち、日常的に民生児童委員や介護支援専門員の方々と連携をとり早期発見・早期対応を図る。虐待の疑いがあるケースは状況などから緊急性を判断し長寿社会課と協働した対応を図る。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア個別会議などを通じた自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの実践	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア個別会議を定期的開催し、個別ケースにおける専門職からの助言などを通して自立支援・重度化防止に視点を置いた支援内容を検討する。検討した全ケースについてモニタリングから状況を把握しながら継続した支援を行う。 ・高齢者が出来る限り在宅での生活を継続できるよう、入退院時における医療機関をはじめ、リハビリテーション専門職や介護サービス事業所などと連携をとり、介護サービスやインフォーマルサービスを活用した支援を行う。 ・早岐地域ケアマネ交流会を定期的開催し、事例検討や意見交換、日常業務に関連する関係部署からの講話などを通して、地域の介護支援専門員の自立支援・重度化防止などに対するケアマネジメント力のスキルアップを図る。 ・地域の介護支援専門員が支援困難なケースに関わっている際には、必要に応じて助言や同行訪問のサポートを行うなど、更なる実践力の向上につながる支援に努める。
	【一般介護予防事業】 ・地域介護予防活動の更なる活性化による居場所づくりと社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブや通いの場に出向いた健康教育における、フレイル予防や生活習慣病予防、お口の健康に関する講話など、地域住民の介護予防や健康寿命の延伸への理解を深める活動を行う。 ・コロナ禍などによる地域との交流の減少により、体力や意欲の低下が懸念される高齢者については、自宅訪問などを通して、自宅で行える介護予防体操の案内や社会参加への促しなど状況に応じた支援を行う。 ・いきいき百歳体操などの通いの場にリハビリテーション専門職や薬剤師などに参加していただき、栄養・食事、認知症、服薬などの講話や体力測定の協力を得ることにより地域介護予防活動の更なる活性化と質の向上を図る。 ・通いの場など地域に出向いた活動を通して把握した地域の困りごとや好事例について、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会などと情報共有し相互協力による対応を図る。

4. 総括

活 動 目 標 と 課 題	<p>(活動目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向け、地域ケア個別会議や地域活動などから見えてきた地域課題について、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会など関係機関と情報共有し、地域での居場所づくりや社会参加などを通じた「支え合いの地域づくり」を推進する。また、障がい福祉や生活困窮など高齢者や世帯が抱える課題が複雑化・複合化する中、ご相談を一体的に受け止め、必要に応じて、重層的支援体制整備事業における包括的な支援体制となる重層的支援会議において関係機関と協働した対応を図る。 ・通いの場での物忘れプログラムなどにより認知症の方の早期発見に努め、適時、適切な医療機関の受診や脳活教室などを活用した支援を行う。状態に応じて、認知症地域支援推進員などと連携し、認知症初期集中支援チームとしての対応を図る。行方不明になる心配がある高齢者に対しては、「佐世保市認知症高齢者見守り支援事業」などの制度を積極的に活用し、ご本人やご家族が地域の中で安心して生活が継続できるよう支援する。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉や生活困窮など世帯全体に関わる課題の複雑化・複合化、認知症や単独世帯の増加などの高齢者を取り巻く状況がある中、地域包括支援センターに求められる役割を適切に遂行できる体制・環境の整備に努める。また、ICTの活用など業務の効率化について適宜検討する。
---------------------------------	---

令和6年度 佐世保市日宇地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市日宇地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
日宇地区	<p>【大和町】西・北・東の3地区に分かれており、西は山澄包括担当となっている。北においては地域にあるグループホームとの連携が取れており、介護予防活動に限らず町ぐるみの活動が定着している。高台まで住宅が広がっており移動手段が課題であるが、一部の地域では一助といえる乗り合いタクシーが4月から正式に運転となる。北も東も民生委員が中心となってサロン活動が毎週行われている。</p> <p>【日宇町】3地区に分かれているが、各地区とも週1回のサロン活動を継続。大和町と同様、高台まで住宅が広がっており移動手段が課題だが、一部の地域では一助といえる乗り合いタクシーが4月から正式に運転となる。サロンの場所によっては介護老人福祉施設の送迎支援協力が継続できている。</p> <p>【白岳・沖新町】新興住宅地や大型スーパー近辺にアパートが多く、町内会に未加入の若い世代も多い。白岳2組は結束力が強く、自治会や老人会、民生委員一丸となり地区の見守りネットワークを確立し、公民館での活動も盛んである。他の地区は高齢者数も少なく、サロン活動には至っていない。</p>
黒髪地区	<p>市内一広い町で日宇圏域全人口の約3分の1にあたる。7地区に分かれていて、昔から住んでいる地元住民と大きな住宅地が交じり合う地区でもあり、各自治会の個性がある。参加人数の差はあるが、6地区において週1回のサロン活動を継続。高低差もあり交通や買物の利便性が悪い地区が広範囲あり、地域活動の拠点である公民館への移動距離も長く坂道である。バスが廃線になった箇所に乗合タクシーがあるが、予約制で活用頻度は少数である。R5年秋にはスーパー1件が移転し、買物に支障がでている方々もおられる一方で、移転したスーパーが行っている買物バス送迎を利用されている方も多くなった。</p>
大塔地区	<p>【卸本町】企業や団地がある地区で、昔からのつながりが薄い。住宅地では週1回のサロン活動が行えている。</p> <p>【大岳台町】約50年が経過した住宅地であり、高齢化率が圏域で一番高いが介護認定率は低い。相談者数が増えている。町内で毎年桜まつりや夏祭を開催する結束力がある。週1回のサロン活動は定着。町内は概ね平地で移動しやすいが、バスの便がかなり少なくなっている。</p> <p>【大塔町】アパートや開発が進んでいる地区で、新しい町も増えており若い世代が移住してきている。大型スーパーもあり概ね平地で買物は支障が少ない。住民同士の繋がりはあるが、サロンなどの集まりが少ない。少人数ながら週1回の集まりを継続しているグループもある。</p> <p>【もみじが丘町】新興住宅地で新たな一町となり約30年が経過、高齢化率は圏域の中でも低い、今後高齢化が一気に進むことが予測される。一方、県営・市営住宅が何棟もあり、人の出入りの把握が難しく、独居や高齢者世帯が増えてきている。4地区に分かれており経済面など家族構成の差が大きい。3地区は週1回のサロン活動継続。1地区では自治会で保健福祉部を創設し、独居の方に声かけ訪問活動を継続できている。</p> <p>【ひうみ町】白岳町や大塔町などにまたがる新興住宅地。徐々に家が建ち増えており、地区の小学生生徒数も増えつつある。黒髪町から移転したスーパーでは買物バス送迎が運行、送迎範囲内に全圏域が含まれている。介護老人保健施設が建設中で、6月には開設の予定。</p>

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・適切なアセスメントとマネジメント ・セルフマネジメント定着	・生活環境や日常生活の状況等など、地域とのつながりも含めて総合的にアセスメントを行い、御本人の希望や意欲、生きがいを引き出していく対話の実践 ・介護予防の必要性について説明し、自立支援の観点をふまえ、サロン活動への参加や生活支援サポーター等の自助互助に基づいた、社会資源の活用 の提案の推進
	【総合相談支援事業】 ・チームアプローチによる多様な相談支援対応	・認知症に関する正しい知識と対応技術に基づき、診療や介護保険サービス利用等に繋ぎ、見守り登録や地域での見守るネットワーク形成も図るなど、安心した生活を確保するための支えを増やす ・多様な問題においては多機関と連携を図り、解決に向けた協働の継続
	【権利擁護事業】 ・権利擁護の普及啓発 ・安心な暮らしを支えるための成年後見制度の活用推進	・民生委員との連携や、サービス事業所やケアマネジャー、サロン等に向けて、高齢者虐待の防止等の権利擁護について、啓発普及活動 ・警察と連携した特殊詐欺等の情報を、定期的に通所型事業所や訪問型事業所、居宅介護支援事業所等に発信して、啓発を促進 ・全職員が支援する方の権利擁護への意識を高めて、早期に関係機関に繋ぐことができる
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域支援ネットワーク形成の推進	・地域ケア個別会議を通して、CMや事業所等参加者が、自助互助の考え方やセルフマネジメントを高める視点を身に着ける ・助言者の同行訪問等により、その方に応じた専門職のアウトリーチ支援の充実 ・地域課題において生活支援コーディネーターと情報共有し、地域の自主的な取り組みとも連携を図り、地域資源充実への支援 ・地域住民に関わる医療機関やサービス事業所等、様々な地域の社会資源とのネットワーク形成の推進と、包括への相談や情報集約できる連携
	【一般介護予防事業】 ・地域の自主活動の充実に向けた支援 ・地域住民個々への介護予防活動の普及	・サロン参加者同士のネットワーク形成を強化し、相互に見守りや支援ができる地域づくり ・既存のサロンにおいては、包括からの支援に加え、サロン後方支援体制(日宇よかよかネット)へ加入している事業所との連携の調整や、活用の推進 ・それぞれのサロンに応じて、セルフマネジメント力を高める生活習慣病予防や認知症予防等の健康教育を、計画的に行う ・全サロンにおいて、定期的に体力テストを実施、前回の測定値との比較等より、気になる結果の方へ個別のアプローチを行う ・定期的にインボディ測定実施、得たデータに基づき、適宜栄養士による個別指導や講話の提案を行う

4. 総括

標 と 課 題 地 域 と 包 括 的 支 援 活 動 の 目 的	<p>【活動目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民自身、高齢者自らが介護予防に取り組み、セルフマネジメントできる自助・互助の考え方の普及啓発と、見守り気付きあえる地域ネットワーク形成の促進 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業との連携 ・相談支援業務を担える人材育成 ・ICT活用と業務効率化の推進に伴うワークライフバランスの定着や人材確保
---	--

令和6年度 佐世保市山澄地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市山澄地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
圏域共通	高齢化率が平均で36.0%と佐世保市平均より高い状況にある。社会資源については、駅周辺や大宮周辺に多数の医療機関があり、介護サービス事業所についても複数の施設があるが、訪問介護については、事業所数、受け入れの数ともに少なくなっている。 交通の便はバスが整備されているが、階段や坂道等が多数あるため、足腰が悪くなると移動はタクシーを利用することが増え経済的負担の増加、外出を控えるなど閉じこもり傾向に繋がる。 現在の町内の役員や民生委員は積極的に活動され地域の一つの資源となっている、高齢化も進み次世代の担い手に不安を感じられている状況。どの地域にも概ね高齢者の通いの場ができています。
潮見・白南風地区	もともと住宅地であった斜面地と駅周辺のマンションが存在している。白南風地区が34.4%、潮見地区が37.4%。人口に対し世帯数も多く、一世帯当たりの人数が佐世保市平均のより少ない状況にある。高齢者の単身及び夫婦のみの世帯も多く存在している。駅前のマンションでは築年数の経つマンションも多く、住人の高齢化も問題となっている。マンションでは住人同士の繋がりが希薄になる傾向やオートロックにて外部からの安否確認が不十分となる傾向にある。また、斜面地では買い物、住宅環境、世代交流、防災面への不安などの問題を抱えている。各町内に公民館はあるが、移動が困難な高齢者も多く公民館までの移動に課題を抱えている。
天神・福石・木風地区	大宮周辺の商店街と住宅地があり、マンションより戸建て住宅が多い状況である。又、昔ながらの繋がりがあつたものの、支援者の高齢化が問題となっている。大黒、東山、天神では住宅密集地が多く車の進入ができない地域も存在している。 大黒、東山、十郎原と公営住宅もあり、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯や、障がい者を抱える世帯など、高齢者本人のみではなく世帯の全体に課題を抱えるケースも多く見られる状況にある。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】	・フォーマル・インフォーマルなど様々な資源から本人が自己決定ができるよう支援する。その上で自信や役割が取り戻せるよう、チームアプローチで支援する。 ・フレイルドミノに着目し、口腔・栄養・社会参加にも着目したマネジメントが出来るよう基盤作りを行う。 ・口腔、栄養、運動に着目しセルフマネジメントの定着を支援する。 ・生活支援コーディネーターと連携し、多種多様な選択肢から、その人らしい暮らしを支援する。
	【総合相談支援事業】	・相談者の状況確認を通して、本人や地域課題の把握を図り適切な関係機関に繋げる。 ・民生委員等をはじめとする地域の関係者と連携し情報交換を行うことで、課題を抱える方の早期発見に繋げる。 ・医療機関とも連携し、入院から退院、在宅復帰の不安の軽減を図る。
	【権利擁護事業】	・権利擁護の情報発信に加え、相談対応、関係機関との調整を継続的に行う。 ・適宜、弁護士等の法律関係者とも連携しながら対応を行う。 ・解決した事例の紹介を圏域の医療や福祉関係者に行い相談後の介入やどのようにして解決に向かうのかイメージできるよう情報発信を行い、日常の連携強化に務める。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】	・地域ケア個別会議の運営を通し、利用者の自立支援を図ることと、プラン作成者、サービス事業所、専門職も含め資質の向上を図り地域課題の蓄積や課題の普遍化につなげる。 ・「オーラルフレイル」「低栄養」とテーマを決め取り組みを行いケアマネジメントの中にも定着してきている、今後も地域ケア個別会議や各種専門職との連携を図りさらなる支援の充実を図る。 ・地域ケア個別会議の助言・検討結果が実際のアプローチに生かせるよう、会議運営や事後対応の充実を図る。今年度より専門職と同行することで、アセスメントや支援の充実を図る。
	【一般介護予防事業】	・社会資源(専門職、ボランティア等)とのマッチングを行い、住民主体での活動が充実するよう支援する。 ・介護予防団体の代表者からの相談等を受付、活動が継続できるように支援する。 ・地域ケア個別会議などを通じて、介護支援専門員や関係事業所に地域の活動を知ってもらい、インフォーマルサービス一つの選択肢としての活用を促す。 ・窓口や地域の方からの個別の相談に対して、介護予防の取り組みを多職種と協力して創出する。

4. 総括

活 動 目 標 と し て 課 題 の セ	令和6年度も、地域の多くの専門職との連携や地域包括支援センター内での連携を通し、地域の一人一人と安心とその人らしい暮らしを届けることができるよう取り組む。 業務量の増大や人材確保は年々厳しさを増している状況のため、働き甲斐の向上や、職員一人一人の生産性に向けて取り組む。
---	--

令和6年度 佐世保市中部地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市中部地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
光園地区	現状) 高齢化率はほぼ横ばい、4地区の中では一番高齢化率が低い地区。大型マンション建設中(イオン四ヶ町跡地)、規模の小さなマンション建設も続いており、高齢者の住人の把握が困難。イオン佐世保店の閉鎖に伴い、買い物先が無くなり出かける機会も減ってきた。買い物支援が必要な方が増えたが、対応出来る訪問介護事業所も減っている。 課題) マンション住人の高齢者の把握が難しい。高齢者の 買い物支援などのサービス事業所も減少、有償ボランティアの活動が出来るような地域づくりが課題となる。
戸尾地区	現状) 高齢化率ほぼ横ばい、大型マンションに住んでいる高齢者の相談件数が少しずつ増えてきている。戸尾、松川町の一部は坂、階段が多く、買い物、外出困難が生じやすい。また、高齢者のみの世帯割合が4地区の中で一番高い(約50%)。マンションを中心としたサロンが初めて京坪町に立ち上がり、高齢者の情報把握にも繋がっていく。 課題) 高齢世帯、独居高齢者の孤立化防止の為、関係機関との情報共有が重要となる。
山手地区	現状) 生活支援サポーターも取得され、生活支援コーディネーターのマッチングで独居高齢者の支援が出来てきている地区もあるが、支援者の高齢化も高くなっている。サロンの数は多いが坂、階段が多い地区でもあり、参加したくても出来ない方も多い。また、サロンリーダーの高齢化もあり継続支援をおこなっている。 課題) 高齢化率も中部地区で一番高く、老々介護のケースも増加。空き屋も多く、地域の昔馴染みの方も減っている。孤立化しないよう民生委員との情報共有の強化する。サロンリーダーの育成が課題となる。
小佐世保地区	現状) 昔ながらの住宅地一帯が若い世帯の住宅地に建て替わり、高齢化率がやや減少。サロンは充実しており、リーダーの方々も運動支援隊、生活支援サポーターを取得されており、活動内容もバラエティー豊富。活躍されている男性の数が多。バス通りにコンビニが出来たので買い物に出かける機会が出来たが、バス通りより上の通りは、坂、階段が多く、買い物、外出困難は継続している。 生活支援サポーターに依頼し、支え合いマッチングの協力を得る機会が増えている。 課題) サロン参加者の高齢化もあり、参加者が減少しているサロンもある。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・自立支援の視点でセルフマネジメントを行う。 ・地域の社会資源の抽出と活用	・サービス利用希望の相談があれば、必ず自宅を訪問しアセスメントを行い適切な支援を行う。 ・地域ケア個別会議で専門職から助言もらい、また本人宅に訪問してもらい、本人・家族に直接具体的な内容を伝えもらい、目標が達成出来るよう自立に向けた支援を行う。 ・セルフマネジメントを実施することで、本人に自信をもって頂けるような声掛けに心がけ、自己管理、自立心をもって目標に取り組んで貰えるよう助言し支援する。 ・生活支援コーディネーターと社会資源の情報を共有し、包括内で社会資源の活用意識を高める。また、地域の社会資源の情報収集にも努め、所内でも情報共有を行いながら生活コーディネーターにマッチングの相談をしていく。
	【総合相談支援事業】 ・包括的な相談支援の体制づくり ・重層的支援体制整備事業の推進	・新規申請の相談は自宅を訪問し、生活状況を確認し、自立支援を念頭におき、適正なサービス導入の支援を行う。 ・早期にアウトリーチを行い、本人、世帯が抱える問題(相談)を3職種で共有し、課題を整理し、相談機関と連携を図り、適切なサービスに繋ぎ課題解決に努める。 ・複雑化した問題は多機関に協力を仰ぎ、協働で問題解決に取り組めるように、各専門機関と連携、協力体制を構築し気軽に相談し合える関係づくりに努める。 ・軽度認知症が疑われる方へのフォローを3職種で検討し、医療機関と連携して早期対応に努める。
	【権利擁護事業】 ・高齢者の権利擁護の普及啓発 ・専門職との連携強化	・高齢者の集まりの場に出向き、高齢者を取り巻く問題や事件などの最新の情報や具体的な事例を紹介しながら啓発に努め、虐待、消費者被害、金銭管理などの問題抱える高齢者の早期発見、早期対応ができるように、地域住民にも発信していく。 ・独居高齢者、軽度認知症の高齢者の増加に伴い、成年後見制度の活用の普及啓発に努め、社会福祉協議会をはじめ、他の専門機関と連携を行い、適切な支援に繋がります。

包 括 的 支 援 事 業	<p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議を用いた適切なケアマネジメントの推進 ・会議や研修会を通じた地域や関係機関との連携強化、ネットワークの維持構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括職員並びに圏域の居宅支援事業所の介護支援専門員と地域ケア個別会議、会議後の専門職同行訪問を行い、多職種連携や個別化された具体的な支援内容を検討することで、介護予防・自立支援に向けた適切なケアマネジメントを推進する。 ・圏域の介護支援専門員が参加できる会議や研修を開催し、相談し易い関係づくりの構築と連携強化、資質向上に努める。 ・地域ケア会議の一連の流れの中で、地域住民や医療、介護事業所など高齢者に関わる方々と地域課題の把握と解決に向けたネットワーク維持、構築を行う。
	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロンの継続、活性化の支援 ・介護予防の普及啓発と早期介入による介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンや地域の集まりの場に出向き、健康教育(生活習慣病、フレイル、認知症予防など)を計画的に行い、介護予防に対する意識・意欲の向上に努める。 ・サロン間の交流を図る目的で例年通り「サロン交流会」を開催する。 ・サロンの活性化に繋げるために、サロンの代表者、けんこう運動支援隊、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、その他各団体の有志を集め定期的に意見交換会を開催する。 ・サロンに参加者また地域から得た情報で認知症疑いがある方の早期支援と継続的な支援に努める。

4. 総括

の地 活 域 動 包 括 目 標 支 と 援 課 セ ン タ ー と し て	<p>【活動目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者、認知症疑いの高齢者の把握と早期介入。問題が大きくなるように関係機関と情報共有し必要な支援に繋ぐ。 ・専門職の方に同行訪問してもらい本人、ご家族に具体的な助言、指導を頂き自立支援に向けた効果を上げていく。 ・世帯で抱える複雑化する問題解決に重層的支援体制整備事業を活用し各専門機関との連携強化を図り、問題解決に努める。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オートロックのマンションが多い地区で住人・高齢者の情報把握が出来ない(民生委員さんも頭を抱えている)、介入が困難。独居高齢者の孤立化が懸念される。 ・多様な問題を抱えているケースが多く、3職種が対応に追われ事務処理の時間がとれない事務員の配置を検討して欲しい。
--	--

令和6年度 佐世保市清水地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市清水地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
清水地区	街の中心部に近く関係性が稀薄な一面もあるが、自主活動が活発で地域の見守りやゴミ捨てなど個人での助け合いをされている。清水・大久保地区の合同ボランティア団体“あったか清水”が立ち上がったから、なかなか活動までは軌道に乗れていなかったが、新たに配置となった生活支援コーディネーターの働きかけによりR5年度より本格的なボランティア活動がスタートしている。地形上、町ごとに山が縦割りとなっており、山の中腹より上の方に住む住民の為に集いの場がまだ進んでいない。また自宅が車道から離れており移動が困難な高齢者が多い。月1回の住民の集いは基幹型が8年経過。高齢者だけでなく、地域の子も達との合同サロンで多世代交流が自主的な活動で展開されている。またチームレインボー(サロン支援チーム)の活用で活発な活動と情報交換の場として機能している。週1回の自主活動が未実施の所は14町中残り2町である。この地区は住民主体の認知症カフェ陽だまりは立ち上げてから4年目を迎える。また配食ボランティア“にじいろ食堂”による月1回無料で手作り弁当の配達を行っている。
大久保地区	清水地区同様、街の中心部に近く関係性が稀薄で自立度の高い高齢者は、社会資源の活用ができていないが、外出が困難となると孤立化しており、認知症の相談が増えてきている。企業などのビルやマンション、病院が立ち並ぶ町内は町の規模が小さく、町民の数が少なかったり、公民館がない所もあり自主活動の推進が困難な状況である。しかし5町で共有している公民館を基幹型として月1回の集まりが、サロン活動と自主活動が活発となり5年経過している。この地域は地区担当の生活支援コーディネーターの支援によりスーパーの業者による買い物送迎車の導入や、清水地区同様“にじいろ食堂”のボランティアによる月1回無料で手作り弁当の配達を行っている。週1回の自主活動は、まだの所は18町中9町と前年同様である。
金比良地区	坂が多く、交通機関から自宅が離れており移動が困難な高齢者が多い。基幹型の月1回の住民の集いは9年が経過している。地域の事業所や病院の協力で開催しており一時参加数の減少もあったが、担当地区の生活支援コーディネーターとの関りが増えてきており、また民生委員児童委員を中心に活動が盛んとなり、現在は参加者が増えてきている。更に生活支援コーディネーターの支援により西地区全体の支え合い活動として西地区応援隊、町内の応援隊として現在2団体のボランティア活動が継続している。またスーパーの業者による買い物送迎車の導入もされている。週1回の自主活動については現在新たに1件団体が立ち上がり、活動がない所は14町中残り1町である。
赤崎地区	バスの便が少なく、高齢者も自家用車がないと外出が困難となっている。そのため高齢夫婦などの支援側にも移送が困難であったり、外出の機会が減ったりと通院への支障も考えられ、疾病による重度化が予測される。週1回の自主活動が未実施の所は6町中1町である。一団体当たりの参加人数が多く、参加者同士仲が良いのが特徴的。リーダーの統率力もあり、率先して研修にも参加する様子がある。見守りなどの助け合い活動も、日常的に行われている。
九十九地区	赤赤崎地区同様バスの便が少なく、高齢者の移動が困難となっている。そのため受診が出来ない可能性があり、こちらも疾病の重度化防止が必要な地区である。地区担当の生活支援コーディネーターの支援により、2団体が町内活動として有償ボランティア活動がスタートしている。またスーパーの業者による買い物送迎車の導入や惣菜販売と併せて配達を週5日独居や高齢世帯にもされている。地域住民のつながりは強く、住民の集いも活気のある地区で、独居者への声掛けや支援などが活発で周りとの結束も強い。週1回の自主活動は全てにおいて活動実施されている。この地区は住民主体の認知症カフェ西風は立ち上げてから4年目を迎える。

3. 独自の取り組み事項

業務	具体的な取り組み内容
【介護予防ケアマネジメント事業】 ・セルフマネジメントの定着 ・重度化予防	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立支援となるよう適切なアセスメントを行い、自助努力を基本に本人が持っている能力を引き出しながら、自立支援に向けたケアマネジメントをおこなう。 ・介護予防への自助努力として自己管理意識の向上を支援し、医療機関との連携を図りながら重度化防止を図っていく。 ・指定介護予防サービスにおいては適切な生活目標の設定と達成ができるように支援し、制度やインフォーマルの導入の際も、並行して住民主体の通いの場や地域支え合い団体の活用と促進を図る。 ・地域ケア個別会議を活用し専門職の意見を取り入れながら、セルフマネジメントが定着できるように支援する。

包括的支援事業	<p>【総合相談支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な相談支援対応 ・3職種連携によるチームアプローチ+ 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談の受付後は緊急性の判断と三職種で自宅訪問を行い本人面接や家屋調査、生活状況の確認、ニーズの把握を行い、本人及び家族・地域の強みに着目した支援を行う。 ・地域住民の多様化・複雑化するニーズに対して、多様な支援を要する際は行政や各機関へ連携を図り、専門的な意見が反映された支援に努める。 ・サービス等に繋がらないケースについてもアウトリーチを行い、多職種連携を図りながら生活支援コーディネーターや民生委員と協働で支援を行っていく。 ・総合相談の内容など町別に集計分析して地域課題を抽出し地域ケア会議、協議体へ反映する。また3職種でスクリーニングをすることで個別ケースの対応の進捗状況の把握と方針の確認及び協議を行い方向性の見直しを行っていく。
	<p>【権利擁護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への高齢者虐待防止を普及啓発し、介護負担による危険性も含め早期発見につながるよう総合相談からも養護者に視点を置いた適切なアセスメントを行い支援していく。 ・成年後見制度の普及啓発、活用促進への取り組みとして、地域の集まりやサロンでの出前講座による普及活動を行うとともに『知ってノート』を活用し任意後見申立てや遺言作成に関する啓発を行う。
	<p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の運営と活用 ・地域住民の認知症の理解推進活動 ・地域包括ケアシステムの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア個別会議では専門職からの助言を活かし、介護支援専門員等の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上ができるよう働きかける。又、関係機関との連携を高めネットワーク構築を図る。 ・地域ケア包括会議では地域ケア個別会議や総合相談から地域課題を見出し、地域の関係機関との連携を図り、生活支援コーディネーターと協働し地域に不足している社会資源の開発を検討し地域づくりへ繋げる。 ・認知症の理解推進活動として8年目を迎えるおれんじカフェ、4年目を迎える住民主体の陽だまりカフェ、西風カフェの継続支援を行い、認知症当事者やその家族の居場所づくりとして、社会活動への参加の機会になるよう広報活動を行っていく。又、民生委員定例会の参加継続や新しい民生委員に向けた交流会・意見交換の機会を設け、地域の高齢者の実態把握、認知症や権利擁護等の支援についての勉強会やネットワーク構築を図る。 ・医療、介護等の他機関との連携を推進するために研修会の参加や勉強会等の企画を協働で行い、介護支援専門員の資質向上の機会を設ける。
	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体的に介護予防の取り組みを高め、活動内容の多様化を推進する。 ・健康教育や講話の実施によりフレイル予防とセルフマネジメント能力を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の介護予防「いきいき百歳体操」の普及啓発活動を実施し、自主活動団体の立上げを支援する。 ・自主活動団体の活動継続を支援するとともに、活動内容の多様化と主体性を強化する。 ①サロン支援チーム(チームレインボー)の計画的支援のために連絡調整を行う。 ②チームレインボー定例会を開催しサロンの継続支援のための企画調整を行う。またサロン交流会など、サロンの継続支援のための企画や研修会を開催し、自主活動継続のための情報交換を行い、自主活動におけるサロンマネジメント能力の向上を図る。 ③自主活動においては「いきいき百歳体操」以外の活動として多世代交流や趣味活動を促進し、生きがいづくりによる介護予防活動を推進する。 ④リハビリ専門職と連携し自主活動団体にて実践できるリハビリテーションの普及啓発を行う。 ・自主活動団体での健康教育、講話等を活用し、介護予防(フレイル予防)を推進する。 ①フレイル予防について理解を深め、介護予防の必要性和セルフマネジメント能力の向上を図る。 ②生活習慣病予防のための健康教育を行い、疾病の重度化を防止する。

4. 総括

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア個別会議から見てきた地域課題の解決へ向けて社会資源の発掘を行い、生活支援コーディネーターとも協働で開発を積極的に行っていく。また重度化防止と自立支援と並行して引き続き包括的な地域づくりを行う。セルフマネジメントに向けて介護予防への自助努力や自己管理意識が向上できるよう支援する。 ・権利擁護事業として地域への普及啓発活動と制度の活用促進の取り組みと合わせてしつとってノートのか活用を勧め、既に利用している方からの相談のフォローも行う。 ・自主活動団体の活動内容の多様化と主体性を強化する。また多世代交流や趣味活動の取り組みを促進し、自主活動団体の継続支援に繋げる。 ・支援中である認知症caféの広報活動を積極的に行い、認知症に対しての住民の理解を深め、当事者やその家族にとっての居場所づくりを引き続き行う。 ・職員不足が続いているため、職員のモチベーションが下がらないように職員間での協力体制を強化していく。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談の内容が多様化してきており、困難ケースの対応など重層的支援に対して他機関連携を要するが、より専門的な支援を行うには今後も引き続き関係構築の働きかけが必要な状況である。 ・新職員の入職がないために、人員不足により業務を時間内にこなすことが困難となってきたおり、残業が続いている状況である。
----	--

法人名 株式会社 あいず
希望包括 大野地域包括支援センター

1. 応募の理由

地域包括支援センター受託法人の公募に応募する理由をご記入ください。

当社は、在宅生活における質の高い医療の実現とサービスの提供を目指し、訪問看護、居宅介護支援業務を営んでおります。佐世保市全域における訪問看護、居宅介護支援事業を展開しており、実務経験も十分にあります。この度の公募をきっかけに、その経験を予防事業、地域支援事業にも活かしたいという思いから応募するに至りました。

2. 法人及び地域包括支援センターの運営理念（基本方針）

法人及び受託予定の地域包括支援センターを運営する上での理念（基本方針）についてご記入下さい。

・法人基本方針：常日頃よりご利用者様の視点に立ち、質の高い医療の実現とよりよいサービスの提供を目標として事業運営を行います。 ・キャッチフレーズ：「愛情（あい）を込めて」「アイズ（観察眼）を大切に」「あいず（合図）目に見えないサインをキャッチして」
・センター運営理念：地域住民の視点に立ち、地域課題に対する取り組みを行い、地域住民と共に解決策を作っていきます。

3. 公平・中立性確保の方針

地域包括支援センターを運営する上では、公平性と中立性を確保する必要があります。これらを確保する上での方策（取り組み）についてご記入ください。

圏域の住民が、高齢者介護等に係る相談をする際の最も身近な窓口であり、その後の予防・介護事業サービス提供の起点となる重要な役割を担っています。その業務運営にあたっては、住民また圏域の事業者等からの不信を招くことがないように、一人ひとりの職員の言動を含めた職員教育を行い、公正・中立性をもって対応していきます。

4. 人材確保及び育成

全国的に介護人材が不足する中、安定的に人材を確保するため、どのような取り組みを行っていくのかご記入ください。また、人材育成（職員の資質向上）に係るこれまでの取り組みや今後の取り組みについてご記入ください。

【人材確保】業務内容を精査し、ICT機器の活用、事務職員の配置等も今後の運営課題とし、日々、業務の効率化、簡素化に取り組む。働き方改革を常に念頭に入れながら、若年層の定着化も目指していく。

【人材育成】全職員がコンプライアンス（法令遵守）の重要性を再認識し、法令を遵守することで、明るく健全な職場づくりに努めます。法令遵守の理解をすることで業務の優先度を図ることができ、限られた時間に効率よく取り組むことのできる人材育成ができます。

5. 包括的支援事業に関する取り組み

業務委託する「包括的支援事業」における以下の事業（業務）について、どのように取り組んでいくのかご記入ください。

①第1号介護予防支援事業

（介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業）

・住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し状態等に応じた住民主体のサービス利用の促進
・高齢者の社会参加の促進（支援を必要とする高齢者への支援の担い手としての参加等）や要支援状態となることを予防する事業（身近な地域における体操の集いの普及、短期集中予防サービス、地域リハビリテーション活動支援事業の活用等）の充実による認定に至らない高齢者の支援
・効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等
当社には、看護師、理学療法士、作業療法士などの専門職も従事しており、その専門職による関わりを行うことで要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度の対象として取り組んでいく。

②総合相談支援事業

（介護保険法第115条の45第2項第1号に規定する事業）

市内で最も相談件数が多い地域であり、介護相談、認知症、生活不安、介護予防等、内容も多岐にわたる相談となっていることを踏まえ、
・窓口相談に必要な資料・認知症・権利擁護・施設や社会資源紹介パンフレットなど、最新の情報が提供できるように整理し充実を図る。
・適切な機関や制度、サービスにつなげる事で住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように支援する。また、その家族に対しても負担軽減などを考慮した支援や関係機関へのつなぎを行う。

③権利擁護事業

（介護保険法第115条の45第2項第2号に規定する事業）

・成年後見制度に関する支援について、適切に情報提供を行い、必要に応じて申立支援を行う。
・虐待事例や権利擁護等の困難な事例に対して適切に対応が行えるよう、研修等へ積極的に参加し、自己研鑽に努め、地域住民の権利擁護に貢献する。
・虐待事例への支援が円滑・迅速に行えるよう、市・警察・病院・事業所等の関係機関と多職種協働して対応する。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

（介護保険法第115条の45第2項第3号に規定する事業）

・担当圏域内の介護支援専門員との情報交換会や相談できる体制の確保、スキルアップのための勉強会の開催をする。
・関係事業所や地域の職能団体との連携を行うことで地域包括ケアシステムの一助となる基盤作りを行う。
・自治協議会、民生委員児童委員との「顔の見える関係」の構築を行い、スムーズに連携を行う。

6. 地域包括ケアシステムの構築等に向けた包括支援センターの役割

地域包括ケアシステムを深化・推進させていくにあたり、地域包括支援センターが担う役割について、お考えをご記入ください。

担当圏域における地域課題を抽出し、住民とともに解決に向けて取り組むことのできる機関です。市町村からの受託事業ということもあり、公的な機関との連携や住民との橋渡しを行います。そのようなバランスを常に念頭に置きながらよりよい地域支援を展開していく役割と考えます。

7. 生活支援体制整備事業との連携

地域包括支援ネットワークの構築手段の一つとして、生活支援体制整備事業との連携に努めることとされていますが、どのように連携していくのかご記入ください。

圏域の地域特性やニーズを整理をしつつ、市町村圏域で取り組まなければ課題に対して資源や仕組みをマッチングします。担い手不足や活動拠点となる場所の不足などの課題も抽出し、解決に向けた資源の創出とマッチングを行います。

8. 高齢者の自立支援・重度化防止に関するお考えをご記入ください。

本市では地域ケア個別会議や市独自のセルフマネジメント定着事業などを展開していますが、高齢者の自立支援及び介護度等の重度化防止を図るためには、何が必要と思われますか、ご自由にご記入ください。

高齢者は、何らかの基礎疾患を有している方が多く、通院や内服薬服用等をしておられます。これからは、生活に根付いた地域医療展開を図る必要があります。当社は、訪問看護事業を営んでおり、疾患に対する予防施策、特に在宅医療における高齢者支援には症例経験があります。その経験を活かした重度化防止の対策を地域住民と共に取り組むことができます。

9. 独自の取り組み等

地域包括支援センターを運営するにあたっての独自の取り組みや特にアピールしたいことなどをご記入ください。

訪問看護事業については、8の内容と同様の在宅医療、予防支援に取り組むことができます。当社は、居宅介護支援、介護タクシー、民間救急事業も取り組んでおり、圏域住民の要介護者、障がい者の在宅サービス支援、活動範囲の拡大支援もできます。また、全国展開していることもあり、様々な地域情報や取り組み事例も入手することができ、情報提供やセンターを通じて提言することにより、画期的な取り組みの創出等に貢献できるのではないかと自負しております。

令和6年度 佐世保市相浦地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市相浦地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
日野地区	現状:官舎があるため高齢化率は低いが高齢者同士の支えあいや見守りが必要な地域もある。スーパーや病院は多く、生協の買い物支援サービスも定着。自主活動も充実している。 課題:坂の上にある公民館での自主活動では、限られた高齢者の参加となるので、地域全体に向けた介護予防の取り組みが難しい。
中里皆瀬地区	現状:R4・5と続けて生活支援コーディネーターが交代。各町内会で民生委員を中心にサロンや百歳体操が行われている。山間部では坂道や狭小な道路など交通不便があり、日常生活において移動支援の需要が高い。施設も点在し移動支援へ協力を得られるところがあり、月に一度の買い物支援活動につながっている。 課題:R5年は9月から正式にSCが稼働しているが地区活動はやや後退。自主活動がない地区では同時に移動や担い手不足の課題を抱えている可能性大。老々介護や単身世帯等が孤立しないよう見守り体制や介護保険外でのサポーターとのマッチングについて地区を超えての活動強化が必要。
相浦・黒島・高島地区	<相浦> 現状:文教地区でもありバスやMRでの移動が便利で地域の活動にも比較的参加しやすい。コミュニティセンターがあり、お知らせや情報発信が常に行われている。台風や災害に備えて、地区での防災活動に取り組んでいる。 課題:大湯地区など買い物不便・バスの本数減による影響がある地区では免許返納後の移動問題がある。民協自治協から地域の居宅介護支援事業所との連携の会議等への理解が得られにくい <黒島> 現状:離島であり高齢化率は50%超え。高齢者は農業をしている足腰が丈夫で元気な方が多いが、独居老人が年々増え、担い手不足。65才以上の移住者やUターン者も出てきている。第2層生活支援コーディネーターの働きかけで自治会の福祉部会の配下に生活支援部会と広報部会を立ち上げ、歯科受診についてのニーズ調査実施、包括・歯科医・社協とも連携し計画的な健康への意識啓発のイベントを企画している。 課題:基本的に坂が多く、公共交通機関がないため車やセニアカーがないと不便。診療所以外の通院のために船で島外に出なければならず、入所施設がない為、医療・介護度が高くなると離島せざるを得ない。 <高島> 現状:高齢者相談支援センターが週2回、診療所も開所されているが通院には渡航が必要。島内で暮らす方は比較的元気でまだ現役で仕事をしている高齢者が多い。スーパーや薬局がない。 課題:保健医療やリハビリ面での支援・意識が不足しているが、アプローチができていない。
浅子・小佐々地区	<小佐々> 現状:第2層生活支援コーディネーターとの協働で地域サロンや生き百の立ち上げ継続ができています。地域の役員や民生委員が自主活動を通したまちづくりを意識している。第2層生活支援コーディネーターが中心となり、R2年から開始の買い物支援・外出支援事業は活動地域が増えている。有償ボランティア立ち上げに向けて取り組みを進んでいる。 課題:小佐々町はエリアが広い面もあり、小さな公民館等での自主活動が地域全体に浸透できていない。バスの本数が減り、さらに通院や外出に影響・交通不便地区の増加で移動手段の確保が難しくなり在宅生活への支障となっている。独居高齢者男性が課題として出てきている。 <浅子> 現状:買い物や通院にも不便な地域で高齢化も進んでいる。 課題:公民館までの移動手段がなく、集合での活動には向いていない。移動支援や訪問の仕組みで孤立化の防止が必要

3. 独自の取り組み事項

業務	具体的な取り組み内容
【介護予防ケアマネジメント事業】 ・根拠のあるケアプラン作成・自律支援が出来る	・アセスメント力を上げ、セルフマネジメント定着事業にてモニタリングの強化と質の標準化を図る。 ・地域ケア個別会議の活用:専門職の活用⇒ケア会議前の打ち合わせにて自身のアセスメントへの気づき振り返りの機会と出来る。会議後はチームアプローチや助言を適切にできたかなど支援の経過を確認する。 ・専門職から助言が必要なケースを選定し、会議後に訪問指導を直接受けることで助言を生かしOJTとする。ケアマネジャーに助言が活かせる達成感を感じてもらう。
【総合相談支援事業】 ・3職種のチームアプローチを活かし、どのような支援が必要かを把握し地域や関係機関や制度とつながる支援を行う。	・包括としての動きを確認しあい対応する。複数の目で確認し相談対応に見落としがないか意識していく。 ・地域に向けた健康教育の充実や本人をまもる支援(権利擁護)、アセスメントの標準化や知識向上といったことを踏まえ、地域で支え合える取り組みに努める。

包括的支援事業	<p>【権利擁護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害・高齢者虐待の防止、成年後見制度の普及啓発の推進を行う。 ・生活困窮者支援のネットワークづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の予防・早期発見の観点から、健康教育等で地域へ向けた情報発信を行う。また、専門職間では、高齢者虐待や複雑な問題のあるケースへの支援の質の向上の為、他機関交えた事例検討会を行う。 ・『知ってノート』の活用についての呼びかけ・成年後見制度の普及啓発を継続し、相続登記の義務化についても情報発信・相談先の紹介を行う。 ・生活困窮者の食の確保として、フードバンクに関する関係機関の情報収集とネットワークづくりを行う。 ・他包括の社会福祉士と情報共有しながら権利擁護相談・ソーシャルワークの質を高める。
	<p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な交流や研修の場を定期的に確保し相互に相談しやすい関係を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任ケアマネジャー交流会・ケアマネジャー交流会・ケアマネジャー協議会研修・プランナー研修にて事例検討や意見交換などマネジメントの質の向上を図り、助言できる引き出しを増やす。(吉井圏域と合同開催継続) ・横同士で相談できるネットワークを作る。出来れば対面で開催、交流。 ・主任ケアマネジャー 交流会の定着：地域課題への理解を深め、スーパービジョンの質の向上を図る。 ・生活支援コーディネーターのケアマネジャー交流会への参加継続にて社会資源や地域への関心を高め、マッチングなどの活用を図る。
	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各専門職やボランティアの方々と共に、地域住民への介護予防普及啓発及び行動変容に向けたアプローチを実施 ・フレイルのリスクが高い方の早期発見・早期介入 ・認知症カフェの立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者や高齢者を支える家族が、早期の介護予防への取り組みや運動・栄養・口腔など多面的な取り組みの重要性を理解し、実践に繋げていけるよう、地区コミュニティセンターへ働き掛け多世代参加型の介護予防イベントを開催できないか検討していく。 ・自主活動団体に対して、各専門職やボランティアの方々の協力を得ながら、健康教育・体力測定を実施し、活動継続に向けた支援を行う。またフレイルのリスクがある方の早期発見に努め、個別のアプローチを行なっていく。 ・町内会長、民生委員、生活支援コーディネーター等と情報共有しながら、介護予防活動が立ち上がっていない地域への立ち上げ支援を行う。 ・地域の事業所、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員の協力を得ながら、認知症カフェの立ち上げ支援を行う。 ・黒島地区自治協の福祉部会や歯科医師と連携しながら、黒島住民へ向けた生活習慣病予防・フレイル予防の普及啓発のための講話を企画する。

4. 総括

<p>題と地し域て包の括活支助援目セン標とタ課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度も課題抽出会議にて、R6年度に行う地域課題解決に向けた取り組みを、対面にて話し合うことが出来た。地域の方々や各関係団体と協力・連携し、立案した事業計画を遂行していきたい。 ・職員の人員確保に尽力しつつ、複雑かつ困難な相談内容も増えてきている昨今、相談員間で報連相を行いつつ、各関係団体と連携・協力をしつつ、解決に向けて取り組んでいく。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員の確保が難しい現状が続いている。業務の効率化(ICT化含む)を図りつつ、職員間の情報共有、協力体制をとりながら、対応していく。 ・R6年度介護保険改訂に伴い、変更点や新しく導入される点(ICTの導入等)への対応が必要となっていく。利用者様や関係事業所へ迷惑をかけないよう対応していきたい。
-----------------------------	---

令和6年度 佐世保市吉井地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市吉井地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
吉井地区	山間部と平地で居住している高齢者の地域差が大きい。平地では、高齢者の集い場にて体操や食事会などが開催されているが、山間部では通いの場の立ち上がりがなく、閉じこもり傾向の高齢者が多い。町内会での集まりも希薄になり、病院未受診者も多く、見守り体制が不十分であることが課題。
世知原地区	4町で最も人口が少なく、独居高齢者や高齢者夫婦が多い。山間部が多く、車がないと移動困難。生活支援コーディネーターを中心として、民生委員や有償ボランティア、町内のコンビニや商店の方々それぞれ見守りや定期的な見守りをしており、高齢者が安心して生活できるコミュニティが構築されている。高齢者を支える世代の高齢化が課題。
江迎地区	町内の地区ごとに生活環境の差が大きい地域。病院やスーパー、コンビニが周辺にある地区では、公民館活動やグランドゴルフが活発に実施されているが、山間部では、隣近所まで車で移動が必要な距離にある自宅もあり、孤立している高齢者がいるが、通いの場参加者からの情報や民生委員より困りごとが吸いあがっている。
鹿町地区	山間部と沿岸部に住まいが分かれている。医療機関や介護保険事業所等、社会資源も含め4町で最も少ない。漁業や農家が多く、地域住民で持ち寄り生活をしている。生活支援コーディネーターが中心となり、有償ボランティアによる外出支援を町内の介護老人保健施設と協働することで、閉じこもり傾向の高齢者や独居高齢者を支援している。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・卒業、自立支援に向けたマネジメントを実施 ・セルフケアマネジメントの定着	・利用者や利用者家族が、目的とすることに適切な選定ができるよう、通所リハビリと通所介護の利用目的や卒業への意識を高める説明を行う(福祉用具貸与・住宅改修も同様)。 ・介護保険のフォーマルなサービスばかり固執することなく、住民主体の活動が担う役割や、活動についても説明し利用の選択肢を増やす。 ・様々な場面できらっと元気教室等を取り入れながら、利用者の自立支援を行う。 ・セルフケアマネジメントの重要性を利用者に伝え、実施していく。
	【総合相談支援事業】 ・3職連携でのチームアプローチ・社会資源の活用へ繋げる支援	・初回面談時に、丁寧な傾聴を行いながらアセスメントを行う(解決したい問題の把握・主訴)。 ・重層的支援が必要な場合は多職種と連携する。 ・相談票は、それぞれの専門職だけでなく、他の職種も協働できるように常に情報を共有する。週に1度は三職会議を実施。 ・地域や包括で見守りしている方の情報共有・交換(民生委員や区長等)。 ・適宜、社会資源の活用事例の共有。地域へ情報提供。
	【権利擁護事業】 ・地域の現状を把握しつつ地域住民に対し権利擁護の在り方の理解を深め、自立支援や共生社会の実現	・権利擁護に関する制度の研修や講話、事例検討等に年2回以上参加し、権利擁護に対する理解を深める。 ・研修を開催して地域住民へ年4回以上の啓発活動を行う。 ・地域住民に対し早期発見、早期介入の意識づけを行い、重層的支援に基づいて切れ目のない相談支援を行う。 ・行政、弁護士、関係機関と連携し、ジェネラリストの立場で関係者や地域住民に講話施行の計画、実施する。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア会議の実施と活用 ・ケアマネ交流会を開催し専門的な知識の習得や情報共有を行う	・地域ケア個別会議にて、必要時は個別訪問を専門職に依頼し自立した生活がおくれるよう継続的に支援を行う。 ・相浦地域包括支援センターと協働し、ケアマネ交流会、主任ケアマネ交流会を実施。(買い物や病院等利用者の生活圏域がやや同じの為)生活支援コーディネーターにも参加して頂き、居宅支援事業所のケアマネにも社会資源を知る機会の提供。その他、各持ち寄りの研修にて知識や情報の共有を行う。 ・ヤングケアラー、虐待等、他からの研修案内がきた際に、居宅支援事業所に周知する。 ・主任ケアマネやケアマネに声かけを行い、困難ケースや、重層的支援が必要なケースの事例検討会の実施(今年度は地区担当保健師、認知症推進員も参加)。
	【一般介護予防事業】 ・地域支援のネットワークを構築する	・通いの場の状況把握し、継続的な支援を行いステップアップを図る。 ・地域に向けた健康教育の実施や、出前講座等を活用し住民に健康管理についての意識付けを行う。 ・活動のマナー化防止や活動の維持・拡大の為、専門職(リハビリ職等)やボランティア団体等の介入を進めていく。

4. 総括

標 と 課 題 し 括 て 支 の 援 活 セ 動 目	高齢化が加速する旧北松地区。昔からその土地に住んでいた方が多く、4町とも自助共助を無意識に行っている。その一方で、「自分達で」の意識が強い為か、障がいがある子供(40代～50代)を自宅で養っているケースが目立つ(最高で90歳の母が70代の息子)。住民の自助共助の気持ちを尊重しつつ、生活支援コーディネーターや民生委員と情報共有等協働しながら、適切な事業所へ繋げることが今後の課題になるのではと考えている。また、そういったケースの親はサービス利用の必要性を主治医から受けていても子供のことがネックになりサービスに繋がらないケースも多いため、その後のフォローやサービスの必要性を定期的に伝えていき、繋げていくことが課題になる。
--	---

令和6年度 佐世保市宇久地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市宇久地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
宇久地区	宇久地区は人口減少による担い手不足や社会資源も限られているが近隣住民や親戚のつながりがある。 今後、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するために、限られたボランティア活動や社会資源の活用と住民等、宇久地区全体での連携が必要と考える。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・自立支援・重度化防止等への取り組み	・訪問等により適切なアセスメントを実施し、自助努力を基本に適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。 ・訪問・通所型サービスのほかに、生活支援コーディネーター等と連携し地域のボランティアや社会資源の活用を行う。
	【総合相談支援事業】 ・実態把握や課題解決への取り組み	・関係機関との連携や協力を得ながら、相談者に対し地域における適切な保健・医療・福祉サービス等、又は制度につながるよう援助を行う。 ・地域住民や関係機関と連携し実態把握のための訪問を行う。 ・生活支援コーディネーターとの連携や協議体へ参画をする。
	【権利擁護事業】 ・権利擁護に関する普及啓発	・相談者に対し、適切な制度につなぐことができるよう関係機関との連携を図る。 ・消費被害等を未然に防ぐことができるよう、民生委員児童委員等と連携し情報の共有・発信を図る。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・介護・福祉サービスとの連携	・地域における、介護・福祉サービスを始め医療機関や薬局等との連携を図る。 ・地域の介護支援専門員との情報共有等の連携を図り、互いに相談できる体制を整える。
	【一般介護予防事業】 ・介護予防の普及啓発	・健康教育等を通して地域における介護予防の推進を図る。 ・生活支援コーディネーターと連携し生活支援サポーターでの高齢者支援ができる体制作りを図る。

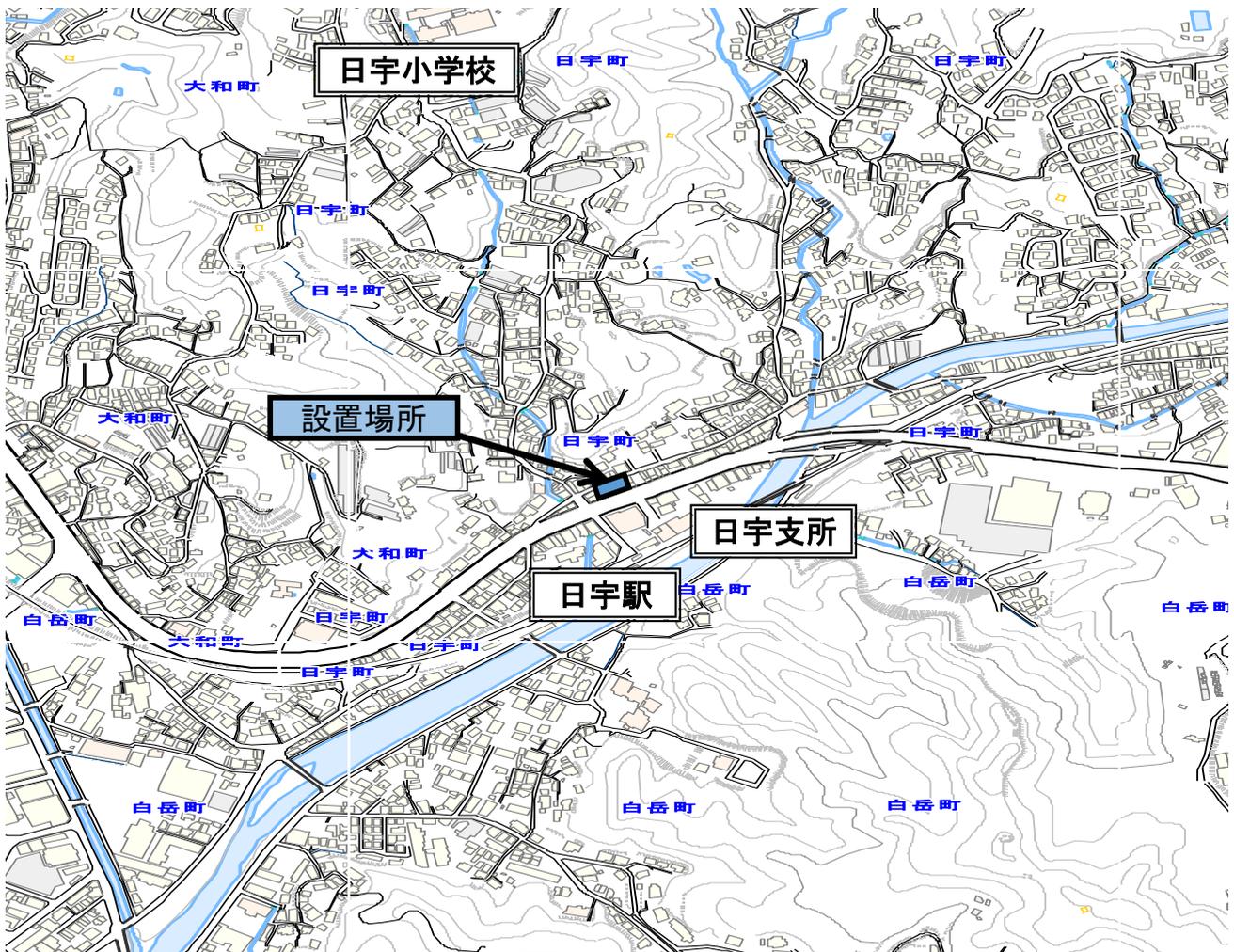
4. 総括

活 動 タ 域 目 標 と 括 と し 支 課 題 の セ	【活動目標】地域内・外の保健・医療・福祉サービス等の関係機関との連携を図り協力を得ながら、相談者に対し適切な援助につながるよう取り組む。 【課題】宇久地区に住む高齢者の総合相談を主な業務とする中、専門知識が不足する相談にも窓口対応できるよう情報の収集と整理が課題となる。
---	--

議題3. 日宇包括の移転について

- 新設置場所: 日宇町708番地
十八親和銀行日宇支店跡地
- 移転予定日: 令和6年6月1日
- 日宇包括支援センターの設置要件

	市の要件	申請内容
執務スペース	45.0m ² 以上	73.4m ²
駐車場	1台以上	隣接5台・近隣15台



議題4 指定介護予防支援事業の新規の指定について

(指導監査課)

- (1) 次の事業者から指定介護予防支援事業の新規指定申請がありましたので、介護保険法第115条の22第4項の規定により、新規指定の申請についてご意見をお伺いします。

佐世保市地域包括支援センター運営協議会条例第2条第5号に基づき、指定介護予防支援事業の新規指定についてご意見を伺うものです。

指定介護予防支援事業の新規指定についてご意見を伺うことについては、平成30年に地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」と言う。)の所掌事務と整理されていますが、これまで新規の指定申請がなかったことから運営協議会にご意見を伺うのは今回が初めてとなります。

新規指定申請者① 大野地域包括支援センター

(詳細は別紙資料のとおり)

大野地域包括支援センターの受託申請法人は、地域包括支援センター事業の受託は今回が初めてであり、地域包括支援センター業務である介護予防支援事業の事業者として、新たに指定介護予防支援事業の指定を受ける必要があります。(事業開始予定 令和6年4月1日)

新規指定申請者② 社会福祉法人アソカ仁寿会 あそかのもり

(詳細は別紙資料のとおり)

介護保険法の改正により令和6年4月1日から地域包括支援センターのほか居宅介護支援事業者も指定介護予防支援事業の指定を受け事業を行うことができるようになります。(事業開始予定 令和6年4月1日)

新規指定申請者③ 在宅介護支援センターあいのうら

(詳細は別紙資料のとおり)

介護保険法の改正により令和6年4月1日から地域包括支援センターのほか居宅介護支援事業者も指定介護予防支援事業の指定を受け事業を行うことができるようになります。(事業開始予定 令和6年5月1日)

(2) (1)に記載の通り、法改正により指定介護予防支援事業について、地域包括支援センターに加え、居宅介護支援事業者も指定を受け事業を実施することができるようになりました。

指定を受けた居宅介護支援事業所は地域包括支援センターと連携を図りながら介護予防支援を実施することとなっています。

このような法改正の趣旨を踏まえ、新規の指定申請について、今後も条例に基づき運営協議会にご意見をお伺いします。

また、運営協議会の開催が年3回程度であることから、今後、新規で指定介護予防支援事業の指定申請が提出された際は、書面（メール等）でご意見を確認し、次の運営協議会にてご意見の有無等についてご報告をさせていただくように考えております。

以上、新規介護予防支援事業の新規指定申請に関する今後の進め方について、ご理解を賜り、ご了承いただきますようお願いいたします。

(参考法令等)

介護保険法 第115条の22（指定介護予防支援事業者の指定）

(第1項) 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

(第2項～第3項) 略

(第4項) 市町村長は、第58条第1項の指定を行うとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない

佐世保市地域包括支援センター運営協議会条例 第2条（所掌事務）

協議会は、佐世保市地域包括支援センターの公正性及び中立性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るために、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) ～ (4) 略

(5) その他市長が必要と認める事項に関すること。

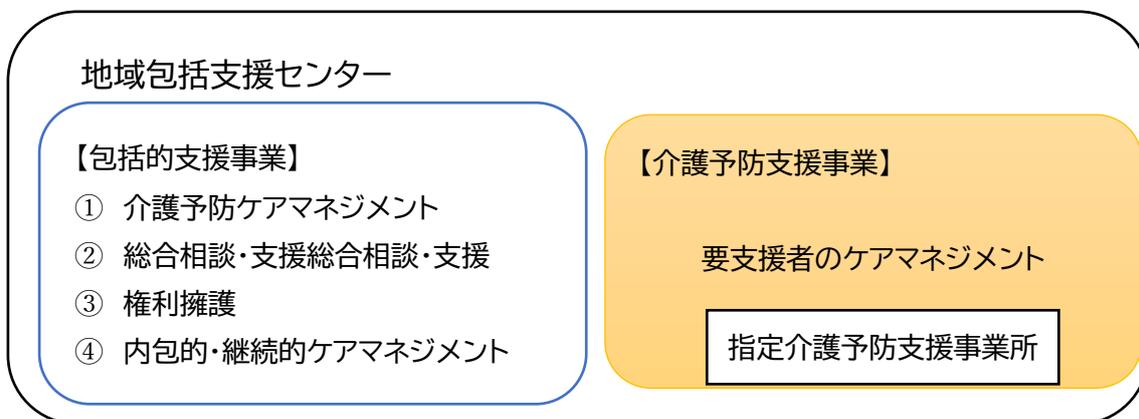
■指定介護予防支援事業の新規指定申請事業所について(地域包括支援センター)

①佐世保市大野地域包括支援センター受託法人(予定)

法人名	株式会社あいず		
法人所在地	佐世保市相生町2番 35 号		
事業所名	佐世保市大野地域包括支援センター		
事業所所在地	佐世保市山県町 6 番 3 号		
事業開始日(予定)	令和 6 年 4 月 1 日		
営業日・営業時間	月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 6 時		
同法人の有する 居宅介護支援事業所	<table border="1"> <tr> <td>あいずケアプランセンター江迎 所在地 佐世保市江迎町長坂 179 番地1 指定日 令和 4 年 3 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>あいずケアプランセンター山縣 所在地 佐世保市山県町 6 番 3 号 指定日 令和 4 年 11 月 1 日</td> </tr> </table>	あいずケアプランセンター江迎 所在地 佐世保市江迎町長坂 179 番地1 指定日 令和 4 年 3 月 1 日	あいずケアプランセンター山縣 所在地 佐世保市山県町 6 番 3 号 指定日 令和 4 年 11 月 1 日
あいずケアプランセンター江迎 所在地 佐世保市江迎町長坂 179 番地1 指定日 令和 4 年 3 月 1 日			
あいずケアプランセンター山縣 所在地 佐世保市山県町 6 番 3 号 指定日 令和 4 年 11 月 1 日			

◆指定介護予防支援事業所とは(地域包括支援センターの設置者である場合)

地域包括支援センターの業務の1つとして要支援者のケアマネジメント(介護予防サービス計画の作成)を行う事業所です。



◆人員・設備基準

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

従業者の員数 (基準第 2 条)	事業所ごとに 1 以上 介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の 指定介護予防支援に関する知識を有する職員
管理者 (基準第 3 条)	専従常勤(介護予防支援事業所の管理に支障がない場合 は事業所の他の職務、または地域包括支援センターの職 務に従事できる)
設備及び備品等 (基準第 19 条)	事業を行うために必要な広さの区画 指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等

(基準)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

■指定介護予防支援事業の新規指定申請事業所について(居宅介護支援事業所)

②社会福祉法人 アソカ仁寿会あそかのもり

法人名	社会福祉法人 アソカ仁寿会
法人所在地	佐世保市松瀬町 1150 番地
事業所名	社会福祉法人 アソカ仁寿会 あそかのもり
事業所所在地	佐世保市松瀬町 1150 番地
事業開始日(予定)	令和 6 年 4 月 1 日
営業日・営業時間	日曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
居宅介護支援事業の指定日	平成 11 年 10 月 1 日

■指定介護予防支援事業の新規指定申請事業所について(居宅介護支援事業所)

③在宅介護支援センターあいのうら

法人名	社会福祉法人 西友会
法人所在地	佐世保市相浦町 606 番地 1
事業所名	在宅介護支援センターあいのうら
事業所所在地	佐世保市相浦町 606 番地 1
事業開始日(予定)	令和 6 年 5 月 1 日
営業日・営業時間	月曜日～土曜日 午前 9 時 00分～午後 6 時 00 分
居宅介護支援事業の指定日	平成 11 年 7 月 30 日

◆指定介護予防支援事業所とは(指定居宅介護支援事業者の場合)

要支援者のケアマネジメント(介護予防サービス計画の作成)を行う事業所です。

介護保険法の改正により、令和 6 年 4 月 1 日から、地域包括支援センターのほか指定居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援事業を行うことができますようになります。

介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所は市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとされています。

(参考:介護保険法第 115 条の 30 の2)(介護予防支援事業に関する情報提供の求め等)

(第 1 項)市町村長は、第 115 条の 45 第 2 項第 3 号の規定による介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

(第 2 項) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに対し、必要な助言を求めることができる。

◆人員・設備基準

従業者の員数 (基準第 2 条)	事業所ごとに 1 以上 介護予防支援の提供に必要な数の介護支援専門員
管理者 (基準第 3 条)	専従常勤 主任介護支援専門員 (管理する介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務、 管理上支障がない場合は他の事業所の職務に従事できる)
設備及び備品等 (基準第 19 条)	事業を行うために必要な広さの区画 指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等

(基準)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準